

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

(憲法24条1項について)

2022(令和4)年10月13日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 三浦 徹也

- 1 被告は、憲法24条1項について、「両性」という言葉は辞書で「男女」と説明されていると指摘しています。
- 2 しかし、辞書は、言葉の定義集ではありませんし、今探求すべきは、あくまでも憲法の解釈です。ことばも時代によって移りゆくものですが、憲法の解釈もまた不断に問い直されるべきものです。

そして、カップルの実態や科学的・医学的知見に照らせば、「両性」を「両当事者」と解釈することも可能ですし、法律上の同性カップルにも婚姻の自由の保障が及ぶという解釈も十分に可能です。

また、被告は「両性」は「男女」の意味だと述べますが、原告の一橋さん武田さんのような男女カップルが婚姻制度から排斥されていることは、憲法24条1項に違反しています。

- 3 被告は、婚姻制度の目的は「子を産み育てながら共同生活を送るという関係」の保護だと述べています。しかし、「両性」という言葉が、子を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

産み育てることを目的とする男女の意味であるなどとは、憲法にも、それこそ辞書にも記載されていません。

- 4 裁判所におかれましては、憲法24条1項について、カップルの実態や個人の尊厳に即した、これからの社会の指針となる解釈を示していただくことを強く求めます。

以上